

随意契約の内容を公表します

富士川町では、契約手続きの透明性の向上を図るための取り組みとして、次のとおり対象となる随意契約を行った場合は、その理由などを令和3年4月分から公表します。

なお、随意契約の理由などに関するお問い合わせは、それぞれ発注担当課へお願いいたします。

【対象となる随意契約】

- ・ 契約金額が 130 万円を超える工事及び製造の請負
- ・ 契約金額が 80 万円を超える財産の買入れ
- ・ 契約金額が 40 万円を超える物件の借り入れ
- ・ 契約金額が 50 万円を超える業務委託及び修繕等
- ・ 契約金額が 30 万円を超える財産の売払い及び貸付

【公表の時期】

- ・ 4月から9月までの間に締結された契約：10月下旬頃
- ・ 10月から3月までの間に締結された契約：4月下旬頃

【公表の期間】

公表後 1 年間

※上記以外の契約は、発注担当課で閲覧することができます。